

住 所 様
氏 名

令和 年(0000年) 月 日付で申請のあった行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項及び宝塚市公有財産事務取扱規則第22条の規定に基づき、次のとおり許可します。

令和 年(0000年) 月 日

宝塚市長 森 臨 太 郎

(使用許可物件)

1 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

所在地 宝塚市

名 称 （行政財産）

数 量 m² (台帳面積) のうち m²

(用途の指定)

2 使用者は、使用物件を の用に供しなければならない。

(使用期間)

3 使用期間は、令和 年(0000年) 月 日から令和 年(0000年) 月 日までの間とする。

(使用料)

4 使用料は、年額金 円とし、市が発行する納入通知書により、納期限内に納めなければならない。なお、許可期間途中において、条例の改正により使用料の額に変更があったときは、使用者は変更後の額を使用料として納めなければならない。

(延滞金)

5 使用者は、前項に定める納期限内に使用料を納めないときに督促を受けた場合においては、宝塚市延滞金等徴収条例に基づいて、当該納付金額に延滞金額を加算して納付しなければならない。

(転貸等の禁止)

6 使用者は、使用物件を第三者に転貸し、担保に供し、若しくは使用目的を変更し、又は市の許可以外に新たに工作物等を設置してはならない。

(調査協力義務)

7 市は、使用物件について隨時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、使用者はこれに協力しなければならない。

(損害賠償)

8 使用者は、その責に帰する事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。

また、使用者は使用物件の使用中に生じた一切の事故に対する責任を負い、その事故に起因する損害について宝塚市若しくは宝塚市長又は宝塚市職員に請求しないものとする。

(届出義務)

9 使用者は、使用物件の使用にあたり法令その他において定められた必要な届けを行うほか、次の場合には、速やかに市に届けなければならない。

- (1) 使用者の住所及び氏名に変更があったとき。
- (2) 使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したとき。

(使用許可の取消)

10 次の各号に該当するときは、使用許可を取り消すものとする。

- (1) 使用者が、この許可書に定める義務を履行しないとき。
- (2) 市において、公用、公共用、公営企業の用、又は公益事業の用に供するため必要とするとき。
- (3) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第7条または第8条に該当するとき。
- (4) その他使用者において、著しく信義誠実の義務に反する行為があったとき。

(原状回復)

11 使用許可期限が満了した場合又は使用許可が取り消されたときは、直ちに使用物件を原状に回復し返還するとともに、その旨を市に届けなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

12 使用許可期限が満了したとき又は使用許可が取り消された場合において、許可期間中に使用物件に投じた有益費等又は許可が取り消されたことによって生じた損害があっても、その補償は一切行わない。

(使用状況の調査)

13 宝塚市は、使用物件の管理上必要があるときは、使用物件に立ち入り、使用状況について調査することができる。この場合において、使用者はこれを拒んではならない。

(法令等の遵守)

14 使用者は前各号に定めるもののほか、地方自治法及び同法施行令並びに宝塚市の公有財産に関する条例及び規則及び規則等の定めるところに従うものとし、なお疑義のあるときは、市の指示によるものとする。

(参考) この許可指令による物件の使用については、地方自治法第238条の4第8項の規定により、借地借家法の規定は適用されない。